

4段新旧対照表

貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）

改正政令第三条（改正法第四条）

施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

改正政令第一条（改正法第三条）
施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

改正政令第一条（改正法第二条）
公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（施行日）

現行
貸金業の規制等に関する法律施行令

（定義）
第一条 この政令において、「貸金業」、「貸付け」、「貸金業者」、「貸付けの契約」、「顧客等」、「極度方式基本契約」、「極度方式貸付け」、「貸金業協会」、「電磁的方法」又は「指定信用情報機関」とは、それぞれ貸金業法（以下「法」という。）第二条第一項から第四項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項又は第十六項に規定する貸金業、貸付け、貸金業者、貸付けの契約、顧客等、極度方式基本契約、極度方式貸付け、貸金業協会、電磁的方法又は指定信用情報機関をいう。

（定義）
第一条 この政令において、「貸金業」、「貸付け」、「貸金業者」、「貸付けの契約」、「貸金業協会」、「電磁的方法」又は「指定信用情報機関」とは、それぞれ貸金業法（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで、第十項、第十二項又は第十六項に規定する貸金業、貸付け、貸金業者、貸付けの契約、貸金業協会、電磁的方法又は指定信用情報機関をいう。

（定義）
第一条 この政令において、「貸金業」、「貸付け」、「貸金業者」、「貸付けの契約」、「貸金業協会」又は「電磁的方法」とは、それぞれ貸金業法（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで、第十項又は第十二項に規定する貸金業、貸付け、貸金業者、貸付けの契約、貸金業協会又は電磁的方法をいう。

（新設）
第一条 貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 次に掲げる団体（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付け（法第二条第一項に規定する貸付けをいう。）次号及び第五号において同じ。）を業として行うものを除く。
イ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（第八八条の二）
裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第九十九号）において準用する場合を含む。若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第六十一号）（第五十二条の職員団体又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第十八条の二）の組合）
労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ロ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ハ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ニ 次に掲げる法人（収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。）
イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
ロ 私立学校法（昭和二十四年法律第七十号）その他の特別の法律に基づき設立された法人
主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの
（新設）
四 主として住宅（住宅の用に供する土地及びその土地の上に存する権利を含む。）の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者で金融庁長官の指定するもの
五 商品取引所法（昭和二十五年法律第二十三号）（第二条第一項に規定する商品取引所の会員等（会員又は同条第十一項に規定する取引参加者をいう。以下この号において同じ。）たる法人であつて、かつ、当該商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行うもので金融庁長官の指定するもの）
六 コール資金の貸付けを行う投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（第二条第十三項に規定する登録投資法人）

（貸金業の範囲からの除外）
第一条の二 法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 次に掲げる団体（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。）
イ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（第八八条の二）
裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第九十九号）において準用する場合を含む。若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第六十一号）（第五十二条の職員団体又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第十八条の二）の組合）
労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ロ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ハ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ニ 次に掲げる法人（収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。）
イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
ロ 私立学校法（昭和二十四年法律第七十号）その他の特別の法律に基づき設立された法人
主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの

（貸金業の範囲からの除外）
第一条の二 法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 次に掲げる団体（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。）
イ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（第八八条の二）
裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第九十九号）において準用する場合を含む。若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第六十一号）（第五十二条の職員団体又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第十八条の二）の組合）
労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ロ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ハ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ニ 次に掲げる法人（収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。）
イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
ロ 私立学校法（昭和二十四年法律第七十号）その他の特別の法律に基づき設立された法人
主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの

（貸金業の範囲からの除外）
第一条の二 法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 次に掲げる団体（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。）
イ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（第八八条の二）
裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第九十九号）において準用する場合を含む。若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第六十一号）（第五十二条の職員団体又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第十八条の二）の組合）
労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ロ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ハ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ニ 次に掲げる法人（収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。）
イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
ロ 私立学校法（昭和二十四年法律第七十号）その他の特別の法律に基づき設立された法人
主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの

（貸金業の範囲からの除外）
第一条の二 法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 次に掲げる団体（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付け（法第二条第一項に規定する貸付けをいう。）次号及び第五号において同じ。）を業として行うものを除く。
イ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（第八八条の二）
裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第九十九号）において準用する場合を含む。若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第六十一号）（第五十二条の職員団体又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第十八条の二）の組合）
労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ロ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ハ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）
ニ 次に掲げる法人（収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。）
イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
ロ 私立学校法（昭和二十四年法律第七十号）その他の特別の法律に基づき設立された法人
主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの

（手数料）
第二条 法第三条第三項の手数料の金額は、十五万円とする。
2 前項の手数料は、法第四条第一項に規定する登録申請書に手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る同条第二項の登録の更新の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもちつてすることができる。）
3 第一項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

（手数料）
第二条 法第三条第三項の手数料の金額は、十五万円とする。
2 前項の手数料は、法第四条第一項に規定する登録申請書に手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る同条第二項の登録の更新の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもちつてすることができる。）
3 第一項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

（手数料）
第二条 法第三条第三項の手数料の金額は、十五万円とする。
2 前項の手数料は、法第四条第一項に規定する登録申請書に手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る同条第二項の登録の更新の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもちつてすることができる。）
3 第一項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

（手数料）
第二条 法第三条第三項の手数料の金額は、十五万円とする。
2 前項の手数料は、法第四条第一項に規定する登録申請書に手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る同条第二項の登録の更新の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもちつてすることができる。）
3 第一項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

（貸金業者の最低純資産額）
（法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用人）
第三条 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号並びに第六号第一項第九号及び第十号に規定する政令で定める使用人は、法第三条第一項の登録を受けようとする者の使用人で、貸金業に關し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものであるものとする。

（貸金業者の最低純資産額）
（法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用人）
第三条 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号並びに第六号第一項第九号及び第十号に規定する政令で定める使用人は、法第三条第一項の登録を受けようとする者の使用人で、貸金業に關し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものであるものとする。

（貸金業者の最低純資産額）
（法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用人）
第三条 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号並びに第六号第一項第九号及び第十号に規定する政令で定める使用人は、法第三条第一項の登録を受けようとする者の使用人で、貸金業に關し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものであるものとする。

（貸金業者の最低純資産額）
（法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用人）
第三条 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号並びに第六号第一項第九号及び第十号に規定する政令で定める使用人は、法第三条第一項の登録を受けようとする者の使用人で、貸金業に關し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものであるものとする。

（貸金業者の最低純資産額）
（法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用人）
第三条 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号並びに第六号第一項第九号及び第十号に規定する政令で定める使用人は、法第三条第一項の登録を受けようとする者の使用人で、貸金業に關し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものであるものとする。

（貸金業者の最低純資産額）
（法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用人）
第三条 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号並びに第六号第一項第九号及び第十号に規定する政令で定める使用人は、法第三条第一項の登録を受けようとする者の使用人で、貸金業に關し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものであるものとする。

（貸金業者の最低純資産額）
（法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用人）
第三条 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号並びに第六号第一項第九号及び第十号に規定する政令で定める使用人は、法第三条第一項の登録を受けようとする者の使用人で、貸金業に關し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものであるものとする。

（貸金業者の最低純資産額）
（法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用人）
第三条 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号並びに第六号第一項第九号及び第十号に規定する政令で定める使用人は、法第三条第一項の登録を受けようとする者の使用人で、貸金業に關し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものであるものとする。

第三条の二 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

(みなし利息から除かれるもの)

第三条の二の二 法第十二条の八第二項に規定する政令で定める事務の費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- 一 金銭の貸付け及び弁済に用いるために交付されたカードの再発行に要する費用
- 二 法令の規定により、金銭の貸付けに關して交付することが義務付けられた書面の再発行に要する費用
- 三 債務者が弁済の方法として口座振替を指定した場合における再度の口座振替に要する費用

(機械の利用料)

第三条の二の三 法第十二条の八第二項第三号に規定する政令で定める額は、金銭の受領又は弁済に係る次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 三万円以上 六百三十円
- 二 三万円未満 四百二十円

(極度額を増額する場合について準用する法の規定の読替え)

第三条の二の四 法第十三条第五項の規定において極度方式基本契約の極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額)を増額する場合(当該極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定めるものを除く。)について同条第二項から第四項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられるべき可	読み替えるべき可
第十三条第二項	貸付けの契約(極度方式貸付けに係る契約)その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く。(を締結し、)	極度方式基本契約の極度額(当該貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額。第四項において同(を)を増額し、)
第十三条第三項第一号イ	当該貸付けの契約(貸付けに係る契約に限る。ロにおいて同(を)に係る貸付けの金額)(極度方式基本契約)あつては、	増額後の当該極度方式基本契約の
第十三条第四項	顧客等と貸付けの契約を締結した	増額後の当該下回る極度額を増額した

(契約締結前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条の二の五 貸金業者は、法第十六条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けの契約の相手方とならうとする者又は保証人とならうとする者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けの契約の相手方とならうとする者又は保証人とならうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該貸付けの契約の相手方とならうとする者又は保証人とならうとする者に対し、法第十六条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該貸付けの契約の相手方とならうとする者又は保証人とならうとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第三条の二 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金額は、二千万円とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(保証契約締結前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条の二の二 貸金業者は、法第十六条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該保証人とならうとする者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該保証人とならうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該保証人とならうとする者に対し、法第十六条の二第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該保証人とならうとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

(保証契約締結前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条の二 貸金業者は、法第十六条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該保証人とならうとする者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該保証人とならうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該保証人とならうとする者に対し、法第十六条の二第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該保証人とならうとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(貸金業者との密接な関係)

第三条の二 法第二十四条第四項、第二十四条の二第四項、第二十四条の三第四項及び第三十六条第五号から第七号までに規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 貸金業者が個人である場合における当該貸金業者の親族である関係
- 二 貸金業者が法人である場合における当該貸金業者の法第四条第一項第二号に規定する役員である関係
- 三 貸金業者の貸金業に關し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものである関係
- 四 貸金業者の経営を支配しているものとして内閣府令で定める要件に該当する者である関係
- 五 貸金業者によつてその経営が支配されているものとして内閣府令で定める要件に該当する者である関係

3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

(生命保険契約に係る同意前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三條の三 貸金業者は、法第十六条の三第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となる者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となる者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となる者に対し、法第十六条の三第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となる者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の三第二項の規定を準用する場合について準用する。

3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(生命保険契約に係る同意前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三條の三 貸金業者は、法第十六条の三第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となる者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となる者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となる者に対し、法第十六条の三第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となる者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の三第二項の規定を準用する場合について準用する。

31 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(生命保険契約に係る同意前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三條の三 貸金業者は、法第十六条の三第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となる者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

21 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となる者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となる者に対し、法第十六条の三第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となる者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

31 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の三第二項の規定を準用する場合について準用する。

六 その他貸金業者との関係が前各号に掲げる関係に準ずる関係として内閣府令で定める関係

(債権譲渡等の規制等に関する読替え)

第三條の三 法第二十四条の六の規定において貸金業者を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について法第二十四条第二項の規定を準用する場合には、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第十七条「貸金業者は、第二十一条及び第二十一条の二において、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、第二十一条の二において、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者」とあるのは、「貸金業者を営む者は、第二十一条の二において、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る者」とあることとする。

第二十一条中「貸金業者は、第二十一条及び第二十一条の二において、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、第二十一条の二において、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者」とあるのは、「貸金業者を営む者は、第二十一条の二において、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る者」とあることとする。	第二十一条中「貸金業者を営む者又は貸金業者を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る者」とあるのは、「貸金業者を営む者は、第二十一条の二において、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る者」とあることとする。
---	---

「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、第四十二条第一項及び第二項中、内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは、「都道府県知事は貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「貸付けに係る契約に基づく債権」

2 法第二十四条の六の規定において保証業者が貸金業者を営む者との間でその貸付けに係る契約に基づいて保証に基づきく求償権、当該貸金業者を営む者の当該貸付けに係る契約若しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（第四項において「保証等に係る求償権等」とし。）を取得した場合において法第二十四条の二第二項の規定を準用する場合においては、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第十七条、第十八条第一項及び第二十二条中「貸金業者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を取付けた保証業者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等を取付けたとき」と、その契約に「あるのは」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、その相手方」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約に締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る貸付けに係る契約の金額」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」と、前項各号」とあるのは「第二十四条の二第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約に基づいて保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されたとき」と、前項各号」とあるのは「第二十四条の二第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約に基づいて保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されたとき」と、前項各号」とあるのは「第二十四条の二第二項の規定により読み替えられた前項各号」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約に締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る貸付けに係る契約の金額」とあるのは「	第二十条中「貸金業者を営む者」とあるのは「保証等に係る求償権等を取付けた保証業者は」と
--	---

<p>貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を取付した保証業者は」</p>	<p>「当該保証業者の商号」</p>
<p>「当該保証業者の商号」と、第二十二条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、保証等に係る求償権等を取付した保証業者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所を有するもの）」</p>	<p>「当該保証業者の商号」</p>

3 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が当該債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（第五項において「受託弁済に係る求償権等」という。）を取得した場合（保証業者が当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を取付した場合を除く。）については法第二十四条の三第二項の規定を準用する場合同じであるが、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句で読み替へるものとする。

<p>第十七条 第十八条第一項及び第二十二条中「貸金業者は」とあるのは「受託弁済者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を取付したとき」と、その契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る債権等」と、その相手方」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されたとき」と、前項各号」とあるのは「第二十四条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されたとき」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「第二十一</p>	<p>第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済者は」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付</p>
---	---

<p>「の金額」とあるのは、「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十條中「貸金業を営む者は」とあるのは、「受託弁済者」と、第二十二條中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは、「受託弁済に係る求償権等」と、当該債権」とあるのは、「当該受託弁済に係る求償権等」と、第四十二條第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は」と、その登録を受けた貸金業者」とあるのは、「都道府県知事は、受託弁済者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、</p> <p>4) 法第二十四條の六の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合にして法第二十四條の四第二項の規定を準用する場合においては、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句で読み替へるものとする。</p>	<p>第二十條中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を取り受けた者、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の締結年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同項第四号中「貸付けに係る求償権等に係る」とあるのは「保証等に係る求償権等に係る」と、同項第五号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を取り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取り受けた保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第六号中「貸付けに係る求償権等」とあるのは「保証等に係る求償権等に係る」と、同項第七号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等に係る」と、</p>
<p>「の金額」とあるのは、「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十條中「貸金業を営む者は」とあるのは、「受託弁済者」と、第二十二條中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは、「受託弁済に係る求償権等」と、当該債権」とあるのは、「当該受託弁済に係る求償権等」と、第四十二條第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は」と、その登録を受けた貸金業者」とあるのは、「都道府県知事は、受託弁済者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、</p> <p>4) 法第二十四條の六の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合にして法第二十四條の四第二項の規定を準用する場合においては、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句で読み替へるものとする。</p>	<p>第二十條中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を取り受けた者、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の締結年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同項第四号中「貸付けに係る求償権等に係る」とあるのは「保証等に係る求償権等に係る」と、同項第五号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を取り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取り受けた保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第六号中「貸付けに係る求償権等」とあるのは「保証等に係る求償権等に係る」と、同項第七号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等に係る」と、</p>

<p>「とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得た保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十條中「貸金業を営む者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者」</p>	<p>第二十四條の六において読み替えて準用する前項中「保証業者」</p>
<p>5 法第二十四條の六の規定において受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について法第二十四條の五第一項の規定を準用する場合においては、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。</p>	<p>第二十條中「貸金業を営む者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者」</p>
<p>第十七條 第十八條第一項及び第二十二條中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者」と、第十七條第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けたとき」と、その契約等「と、その相手方」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第一号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る契約の貸付けの金額」と、同項第二項中「貸付けに係る契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第三項中「貸付けに係る契約」について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されたとき」と、同項第四項中「貸付けに係る契約」について保証契約を締結したとき」とあるのは「第二十四條の五第一項の規定により読み替えられた前項各号」と、同項第四項中「貸付けに係る契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されたとき」と、同項第五項中「貸付けに係る契約」とあるのは「第一項各号」とあるのは「第</p>	

<p>二十四条の五第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは、「当該受託弁済に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは、「当該受託弁済に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは、「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは、「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは、「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者」とあるのは、「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者」と、</p>	<p>次条において読み替えて準用する前項中「受託弁済者」とあるのは、「前項中「受託弁済者」とあるのは、「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者」と、前項中「受託弁済者」とあるのは、「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者」と、</p>
--	---

(新設)

(契約締結時の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条の四 貸金業者は、法第十七条第七項の規定により同条各項に規定する事項又は同条第六項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、その用いる同条第七項に規定する電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、法第十七条各項に規定する事項又は同条第六項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十七条第七項の規定を準用する場合について準用する。

(受取証書に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条の五 貸金業者は、法第十八条第四項の規定により同条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該弁済をした者に対し、その用いる同条第四項に規定する電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該弁済をした者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該弁済をした者に対し、法第十八条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該弁済をした者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十八条第四項の規定を準用する場合について準用する。

(新設)

(契約締結時の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条の四 貸金業者は、法第十七条第七項の規定により同条各項に規定する事項又は同条第六項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、その用いる同条第七項に規定する電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、法第十七条各項に規定する事項又は同条第六項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十七条第七項の規定を準用する場合について準用する。

(受取証書に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条の五 貸金業者は、法第十八条第四項の規定により同条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該弁済をした者に対し、その用いる同条第四項に規定する電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該弁済をした者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該弁済をした者に対し、法第十八条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該弁済をした者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十八条第四項の規定を準用する場合について準用する。

第十七条第七項	貸金業者は、第一項	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、第一項	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付	当該債権に係る第一項から第五項までに規定する	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき、貸金業者	貸金業者は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る	第十八条第一項	貸金業者	債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けの契約を締結した者	債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの契約の契約年月日	第十八条第一項 第二号	第十八条第一項 第二号	第十八条第一項	貸付けの金額） 貸金業者は、極度方式貸付け	貸金業者は、極度方式貸付け	又は当該契約の基本となる極度方式基本契約	その者の承諾を得て	その者に、貸金業者	貸金業者は、第一項	第十八条第四項	得て	得て（当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあっては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）
---------	-----------	---------------------------------	---	------------------------	--------------------------------------	---	---------	------	--------------------------------	-------------------------------	----------------	----------------	---------	--------------------------	---------------	----------------------	-----------	-----------	-----------	---------	----	---

第十七条第七項	貸金業者は、貸付け	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付け	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付	当該債権に係る第一項から第五項までに規定する	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき、貸金業者	貸金業者は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る	第十八条第一項	貸金業者	債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けの契約を締結した者	債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの契約の契約年月日	第十八条第一項 第二号	第十八条第一項 第二号	第十八条第一項	貸付けの金額） 貸金業者は、極度方式貸付け	貸金業者は、極度方式貸付け	又は当該契約の基本となる極度方式基本契約	その者の承諾を得て	その者に、貸金業者	貸金業者は、貸付けの契約のうち	第十八条第四項	得て	得て（当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあっては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）
---------	-----------	--	---	------------------------	--------------------------------------	---	---------	------	--------------------------------	-------------------------------	----------------	----------------	---------	--------------------------	---------------	----------------------	-----------	-----------	-----------------	---------	----	---

第十七条第七項	貸金業者は、貸付け	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付け	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付	当該債権に係る第一項から第五項までに規定する	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき、貸金業者	貸金業者は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る	第十八条第一項	貸金業者	債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けの契約を締結した者	債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの契約の契約年月日	第十八条第一項 第二号	第十八条第一項 第二号	第十八条第一項	貸付けの金額） 貸金業者は、極度方式貸付け	貸金業者は、極度方式貸付け	又は当該契約の基本となる極度方式基本契約	その者の承諾を得て	その者に、貸金業者	貸金業者は、貸付けの契約のうち	第十八条第四項	得て	得て（当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあっては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）
---------	-----------	--	---	------------------------	--------------------------------------	---	---------	------	--------------------------------	-------------------------------	----------------	----------------	---------	--------------------------	---------------	----------------------	-----------	-----------	-----------------	---------	----	---

第十六条の二第 三項	貸金業者は、貸付けに係る契約	保証等に係る求償権等を取得た保証業者は、当該保証等に係る求償権等
第十六条の二第 四項	貸金業者は、前二項の貸付けの契約の相手方とならうとする者又は前項を得て、前二項	保証等に係る求償権等を取得た保証業者は、前項
第十六条の三第 一第 一第 一第	貸金業者が、貸金業者は、前項	保証等に係る求償権等を取得た保証業者が、当該保証等に係る求償権等に係る保証業者
第十六条の三第 二第	貸金業者は、前項 貸付けの契約	保証等に係る求償権等を取得た保証業者は、前項 当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約
第十七条第一項 第一号	貸金業者	保証等に係る求償権等を取得た保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得た事項(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に係る求償権等に係る保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者
第十七条第一項 第二号	契約年月日	保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
第十七条第一項 第三号	貸付けの金額	保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

第十六条の二第 一項	貸金業者は、貸付けに係る契約	から第二十二条までにおいて同じ。)は、当該保証等に係る求償権等に係る
第十六条の二第 二第	貸金業者は、当該保証契約	保証等に係る求償権等を取得た保証業者は、当該保証等に係る求償権等
第十六条の三第 一第 一第 一第	貸金業者が、貸金業者は、前項	保証等に係る求償権等を取得た保証業者が、当該保証等に係る求償権等に係る保証業者
第十六条の三第 二第	貸金業者は、前項 貸付けの契約	保証等に係る求償権等を取得た保証業者は、前項 当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約
第十七条第一項 第一号	貸金業者	保証等に係る求償権等を取得た保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得た事項(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に係る求償権等に係る保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者
第十七条第一項 第二号	契約年月日	保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
第十七条第一項 第三号	貸付けの金額	保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

第十六条の二第 一項	貸金業者は、貸付けに係る契約	から第二十二条までにおいて同じ。)は、当該保証等に係る求償権等に係る
第十六条の二第 二第	貸金業者は、当該保証契約	保証等に係る求償権等を取得た保証業者は、当該保証等に係る求償権等
第十六条の三第 一第 一第 一第	貸金業者が、貸金業者は、前項	保証等に係る求償権等を取得た保証業者が、当該保証等に係る求償権等に係る保証業者
第十六条の三第 二第	貸金業者は、前項 貸付けの契約	保証等に係る求償権等を取得た保証業者は、前項 当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約
第十七条第一項 第一号	貸金業者	保証等に係る求償権等を取得た保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得た事項(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に係る求償権等に係る保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者
第十七条第一項 第二号	契約年月日	保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
第十七条第一項 第三号	貸付けの金額	保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

第十七条第二項	貸金業者は、極度方式基本契約を締結した	保証等に係る求償権等（当該保証等に係る求償権等に係る貸付に極度方式貸付に係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取付した	事項に 事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に	その極度方式基本契約 その相手方 当該相手方 当該債務者	第十七条第二項 第一号	貸金業者	保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業者	第十七条第三項	貸金業者は、貸付に係る契約について	保証等に係る求償権等を取付した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約	第十七条第四項	貸金業者は、貸付に係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付に係る契約で保証契約に係るもの	事項に 事項（当該保証等に係る求償権等に係る貸付に極度方式貸付に属するものである場合にあっては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に	これらの貸付に係る契約	第十七条第五項	貸金業者は、極度方式保証契約を締結した	保証等に係る求償権等を取付した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されている	事項に 事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に	貸金業者は、第一項保証等に係る求償権等を取付した保証業者は、第一項	第十七条第七項	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第	書面の交付
---------	---------------------	--	--------------------------------	---------------------------------------	----------------	------	--------------------------------	---------	-------------------	--	---------	--	--	-------------	---------	---------------------	--	----------------------------------	-----------------------------------	---------	--------------------------------------	-------

第十七条第二項	貸金業者は、極度方式基本契約を締結した	保証等に係る求償権等（当該保証等に係る求償権等に係る貸付に極度方式貸付に属するものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取付した	事項に 事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に	その極度方式基本契約 その相手方 当該相手方 当該債務者	第十七条第二項 第一号	貸金業者	保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業者	第十七条第三項	貸金業者は、貸付に係る契約について	保証等に係る求償権等を取付した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約	第十七条第四項	貸金業者は、貸付に係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付に係る契約で保証契約に係るもの	事項に 事項（当該保証等に係る求償権等に係る貸付に極度方式貸付に属するものである場合にあっては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に	これらの貸付に係る契約	第十七条第五項	貸金業者は、極度方式保証契約を締結した	保証等に係る求償権等を取付した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されている	事項に 事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に	貸金業者は、貸付保証等に係る求償権等を取付した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付	第十七条第七項	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第	書面の交付
---------	---------------------	---	--------------------------------	---------------------------------------	----------------	------	--------------------------------	---------	-------------------	--	---------	--	--	-------------	---------	---------------------	--	----------------------------------	--	---------	--------------------------------------	-------

第十七条第二項	貸金業者は、極度方式基本契約を締結した	保証等に係る求償権等（当該保証等に係る求償権等に係る貸付に極度方式貸付に属するものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取付した	事項に 事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に	その極度方式基本契約 その相手方 当該相手方 当該債務者	第十七条第二項 第一号	貸金業者	保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業者	第十七条第三項	貸金業者は、貸付に係る契約について	保証等に係る求償権等を取付した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約	第十七条第四項	貸金業者は、貸付に係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付に係る契約で保証契約に係るもの	事項に 事項（当該保証等に係る求償権等に係る貸付に極度方式貸付に属するものである場合にあっては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に	これらの貸付に係る契約	第十七条第五項	貸金業者は、極度方式保証契約を締結した	保証等に係る求償権等を取付した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されている	事項に 事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に	貸金業者は、貸付保証等に係る求償権等を取付した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付	第十七条第七項	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第	書面の交付
---------	---------------------	---	--------------------------------	---------------------------------------	----------------	------	--------------------------------	---------	-------------------	--	---------	--	--	-------------	---------	---------------------	--	----------------------------------	--	---------	--------------------------------------	-------

Table with 3 columns: Item No., Description, and Related Provisions. Rows correspond to Article 20 and 21 of the Act, covering various types of loans and securities.

(受託弁済に係る求償権等) 第三條の九 法第二十四條の三第二項の規定において受託弁済に係る求償権等(同項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。第三條の十一において同じ。)を取得した場合における受託弁済者(同項に規定する受託弁済者をいう。)(について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 3 columns: Item No., Description, and Related Provisions. Rows correspond to Article 20 and 21 of the Act, covering various types of loans and securities.

(受託弁済に係る求償権等) 第三條の九 法第二十四條の三第二項の規定において受託弁済に係る求償権等(同項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。第三條の十一において同じ。)を取得した場合における受託弁済者(同項に規定する受託弁済者をいう。)(について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 3 columns: Item No., Description, and Related Provisions. Rows correspond to Article 20 and 21 of the Act, covering various types of loans and securities.

(受託弁済に係る求償権等) 第三條の九 法第二十四條の三第二項の規定において受託弁済に係る求償権等(同項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。第三條の十一において同じ。)を取得した場合における受託弁済者(同項に規定する受託弁済者をいう。)(について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の七	貸金業者は、	受託弁済者（第二十条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）は、受託弁済に係る求償権等（同項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）に係る
第十六条の二第二項	貸金業者は、貸付けに係る契約	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等
第十六条の二第二項第一号	貸金業者	受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者
第十六条の二第二項第四号	貸金業者は、前項第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方となつてする者又は前項得て、前二項、貸金業者が、	、当該受託弁済者
第十六条の三第一項	貸金業者が、	受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係る
第十六条の三第一項第一号	貸金業者	受託弁済者
第十六条の三第二項	貸金業者は、前項貸付けの契約	受託弁済者は、前項受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約
第十七条第一項	貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結した事項に	、当該受託弁済者 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を取得した
第十七条第一項第一号	その相手方	事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあっては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に
第十七条第一項第二号	貸金業者	当該受託弁済に係る求償権等
第十七条第一項第三号	その相手方	当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者
第十七条第一項第四号	貸金業者	受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者
第十七条第一項第五号	契約年月日	受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
第十七条第一項第六号	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の七	貸金業者は、	受託弁済者（第二十条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）は、受託弁済に係る求償権等（同項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）に係る
第十六条の二第二項	貸金業者は、貸付けに係る契約	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等
第十六条の二第二項第一号	貸金業者	受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者
第十六条の二第二項第二号	貸金業者は、当該保証契約	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等についての保証契約
第十六条の二第二項第三号	貸金業者	、当該受託弁済者
第十六条の三第一項	貸金業者が、	受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係る
第十六条の三第一項第一号	貸金業者	受託弁済者
第十六条の三第二項	貸金業者は、前項貸付けの契約	受託弁済者は、前項受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約
第十七条第一項	貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結した事項に	、当該受託弁済者 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を取得した
第十七条第一項第一号	その相手方	事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあっては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に
第十七条第一項第二号	貸金業者	当該受託弁済に係る求償権等
第十七条第一項第三号	その相手方	当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者
第十七条第一項第四号	貸金業者	受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者
第十七条第一項第五号	契約年月日	受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
第十七条第一項第六号	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の七	貸金業者は、	受託弁済者（第二十条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）は、受託弁済に係る求償権等（同項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）に係る
第十六条の二第二項	貸金業者は、貸付けに係る契約	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等
第十六条の二第二項第一号	貸金業者	受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者
第十六条の二第二項第二号	貸金業者は、当該保証契約	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等についての保証契約
第十六条の二第二項第三号	貸金業者	、当該受託弁済者
第十六条の三第一項	貸金業者が、	受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係る
第十六条の三第一項第一号	貸金業者	受託弁済者
第十六条の三第二項	貸金業者は、前項貸付けの契約	受託弁済者は、前項受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約
第十七条第一項	貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結した事項に	、当該受託弁済者 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を取得した
第十七条第一項第一号	その相手方	事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあっては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に
第十七条第一項第二号	貸金業者	当該受託弁済に係る求償権等
第十七条第一項第三号	その相手方	当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者
第十七条第一項第四号	貸金業者	受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者
第十七条第一項第五号	契約年月日	受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
第十七条第一項第六号	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託

第十七条第二項	貸金業者は、極度方式基本契約を締結した	託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を取得した	事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に	その極度方式基本契約	当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約	当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者	当該相手方	当該債務者	第十七条第二項 第一号	貸金業者	受託弁済者に弁済を委託した貸金業者	第十七条第三項	貸金業者は、貸付けに係る契約について	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約に係るとき、又は新たに	第十七条第四項	貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るとき	事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあっては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に	事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあっては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に	第十七条第五項	貸金業者は、極度方式保証契約を締結した	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されている	事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に	第十七条第七項	貸金業者は、第一項	受託弁済者は、第一項	書面の交付	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付
---------	---------------------	------------------------------	---	-------------------------	------------	--------------------------	------------------------------	-------	-------	----------------	------	-------------------	---------	--------------------	--	---------	--	--	--	---------	---------------------	---------------------------------------	---------------------------	---------	-----------	------------	-------	---

第十七条第二項	貸金業者は、極度方式基本契約を締結した	託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を取得した	事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に	その極度方式基本契約	当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約	当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者	当該相手方	当該債務者	第十七条第二項 第一号	貸金業者	受託弁済者に弁済を委託した貸金業者	第十七条第三項	貸金業者は、貸付けに係る契約について	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約に係るとき、又は新たに	第十七条第四項	貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るとき	事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあっては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に	事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあっては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に	第十七条第五項	貸金業者は、極度方式保証契約を締結した	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されている	事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に	第十七条第七項	貸金業者は、貸付け	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る貸付け	書面の交付	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付
---------	---------------------	------------------------------	---	-------------------------	------------	--------------------------	------------------------------	-------	-------	----------------	------	-------------------	---------	--------------------	--	---------	--	--	--	---------	---------------------	---------------------------------------	---------------------------	---------	-----------	--------------------------	-------	---

第十七条第二項	貸金業者は、極度方式基本契約を締結した	託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を取得した	事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に	その極度方式基本契約	当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約	当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者	当該相手方	当該債務者	第十七条第二項 第一号	貸金業者	受託弁済者に弁済を委託した貸金業者	第十七条第三項	貸金業者は、貸付けに係る契約について	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約に係るとき、又は新たに	第十七条第四項	貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るとき	事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあっては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に	事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあっては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に	第十七条第五項	貸金業者は、極度方式保証契約を締結した	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されている	事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に	第十七条第七項	貸金業者は、貸付け	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る貸付け	書面の交付	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付
---------	---------------------	------------------------------	---	-------------------------	------------	--------------------------	------------------------------	-------	-------	----------------	------	-------------------	---------	--------------------	--	---------	--	--	--	---------	---------------------	---------------------------------------	---------------------------	---------	-----------	--------------------------	-------	---

第二十一条第二項第一号	貸金業を営む者	受託弁済者
第二十一条第二項第二号	契約年月日	受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
第二十一条第二項第四号	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
第二十一条第三項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 貸金業を営む者その他の者、貸付けの契約に基づく債権 貸金業を営む者の商号	受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者その他の者、当該受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者の商号
第二十二条	貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権 当該債権	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済に係る求償権等
第二十四条の六の第二項	当該貸金業者から貸金業の 当該貸金業者の貸金業の	当該受託弁済者から当該受託弁済に係る求償権等に係る 当該受託弁済者の当該受託弁済に係る求償権等に係る
第二十四条の六の第四項	当該貸金業者に対する 当該貸金業者に対する	当該受託弁済者に対する 当該受託弁済者に対する

(保証等に係る求償権等を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え)
 第三十条の十 法第二十四条の四第二項の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十一条第二項第一号	貸金業を営む者	受託弁済者
第二十一条第二項第二号	契約年月日	受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
第二十一条第二項第四号	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
第二十一条第三項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 貸金業を営む者その他の者、貸付けの契約に基づく債権 貸金業を営む者の商号	受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者その他の者、当該受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者の商号
第二十二条	貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権 当該債権	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済に係る求償権等
第二十四条の六の第二項	当該貸金業者から貸金業の 当該貸金業者の貸金業の	当該受託弁済者から当該受託弁済に係る求償権等に係る 当該受託弁済者の当該受託弁済に係る求償権等に係る
第二十四条の六の第四項	当該貸金業者に対する 当該貸金業者に対する	当該受託弁済者に対する 当該受託弁済者に対する

(保証等に係る求償権等を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え)
 第三十条の十 法第二十四条の四第二項の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十一条第二項第一号	貸金業を営む者	受託弁済者
第二十一条第二項第二号	契約年月日	受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
第二十一条第二項第四号	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
第二十一条第三項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 貸金業を営む者その他の者、貸付けの契約に基づく債権 貸金業を営む者の商号	受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者その他の者、当該受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者の商号
第二十二条	貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権 当該債権	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済に係る求償権等
第二十四条の六の第二項	当該貸金業者から貸金業の 当該貸金業者の貸金業の	当該受託弁済者から当該受託弁済に係る求償権等に係る 当該受託弁済者の当該受託弁済に係る求償権等に係る
第二十四条の六の第四項	当該貸金業者に対する 当該貸金業者に対する	当該受託弁済者に対する 当該受託弁済者に対する

(保証等に係る求償権等を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え)
 第三十条の十 法第二十四条の四第二項の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

第十六条の二第 四項	貸金業者は、前三項 等を保証等に係る求償権 を譲り受けた者は、 前項 と同項	第一項若しくは第二 項の貸付けの契約の 相手方となるうとす る者又は前項 得て、前三項 貸金業者	貸金業者が、 前項	第十六条の三第 一項	貸金業者が、 前項	第十六条の三第 一項第一号	貸金業者	第十六条の三第 二項	貸金業者は、前項	貸付けの契約 、貸金業者	貸金業者は、貸付け に係る契約（極度方 式基本契約を除く。 第四項において同じ。 ）を締結した 事項に	第十七条第一項	貸金業者は、貸付け に係る契約（極度方 式基本契約を除く。 第四項において同じ。 ）を締結した 事項に	第十七条第一項 第一号	貸金業者	その相手方	その契約	第十七条第一項 第二号	契約年月日	保証等に係る求償権 等の譲受年月日、当 該保証等に係る求償 権等の取得年月日及 び当該保証等に係る 求償権等に係る貸付 けに係る契約の契約 者
---------------	--	---	--------------	---------------	--------------	------------------	------	---------------	----------	-----------------	--	---------	--	----------------	------	-------	------	----------------	-------	--

第十七条第一項 第一号	貸金業者は、前項 等を保証等に係る求償権 を譲り受けた者は、 前項 と同項	第一項若しくは第二 項の貸付けの契約の 相手方となるうとす る者又は前項 得て、前三項 貸金業者	貸金業者が、 前項	第十六条の三第 一項	貸金業者が、 前項	第十六条の三第 一項第一号	貸金業者	第十六条の三第 二項	貸金業者は、前項	貸付けの契約 、貸金業者	貸金業者は、貸付け に係る契約（極度方 式基本契約を除く。 第四項において同じ。 ）を締結した 事項に	第十七条第一項	貸金業者は、貸付け に係る契約（極度方 式基本契約を除く。 第四項において同じ。 ）を締結した 事項に	第十七条第一項 第一号	貸金業者	その相手方	その契約	第十七条第一項 第二号	契約年月日	保証等に係る求償権 等の譲受年月日、当 該保証等に係る求償 権等の取得年月日及 び当該保証等に係る 求償権等に係る貸付 けに係る契約の契約 者
----------------	---	---	--------------	---------------	--------------	------------------	------	---------------	----------	-----------------	--	---------	--	----------------	------	-------	------	----------------	-------	--

第十七条第一項 第一号	貸金業者は、前項 等を保証等に係る求償権 を譲り受けた者は、 前項 と同項	第一項若しくは第二 項の貸付けの契約の 相手方となるうとす る者又は前項 得て、前三項 貸金業者	貸金業者が、 前項	第十六条の三第 一項	貸金業者が、 前項	第十六条の三第 一項第一号	貸金業者	第十六条の三第 二項	貸金業者は、前項	貸付けの契約 、貸金業者	貸金業者は、貸付け に係る契約（極度方 式基本契約を除く。 第四項において同じ。 ）を締結した 事項に	第十七条第一項	貸金業者は、貸付け に係る契約（極度方 式基本契約を除く。 第四項において同じ。 ）を締結した 事項に	第十七条第一項 第一号	貸金業者	その相手方	その契約	第十七条第一項 第二号	契約年月日	保証等に係る求償権 等の譲受年月日、当 該保証等に係る求償 権等の取得年月日及 び当該保証等に係る 求償権等に係る貸付 けに係る契約の契約 者
----------------	---	---	--------------	---------------	--------------	------------------	------	---------------	----------	-----------------	--	---------	--	----------------	------	-------	------	----------------	-------	--

第十七条第一項 第三号	貸付けの金額	年月日
第十七条第二項	貸金業者は、極度方式基本契約を締結した	保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
第十七条第三項	貸金業者は、貸付けに係る契約について	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約
第十七条第四項	貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るもの	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約
第十七条第五項	これらの貸付けに係る契約	当該保証等に係る求償権等
第十七条第七項	貸金業者は、第一項	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、第一項

第十七条第一項 第三号	貸付けの金額	年月日
第十七条第二項	貸金業者は、極度方式基本契約を締結した	保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
第十七条第三項	貸金業者は、貸付けに係る契約について	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約
第十七条第四項	貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るもの	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約
第十七条第五項	これらの貸付けに係る契約	当該保証等に係る求償権等
第十七条第七項	貸金業者は、貸付け	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、第一項

第十七条第一項 第三号	貸付けの金額	年月日
第十七条第二項	貸金業者は、極度方式基本契約を締結した	保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
第十七条第三項	貸金業者は、貸付けに係る契約について	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約
第十七条第四項	貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るもの	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約
第十七条第五項	これらの貸付けに係る契約	当該保証等に係る求償権等
第十七条第七項	貸金業者は、貸付け	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、第一項

第十八条第四項	貸金業者は、第一項	その者に、貸金業者	当該弁済をした者に、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者
第十九条	貸金業者は、第一項	貸金業者	当該保証等に係る求償権等を得て（当該保証等に
	得て		係る求償権等を譲渡した者又は当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得て
	貸金業者は、第一項	貸金業者	、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者
第十九条の二	債務者等又は	債権等の譲受年月日、当該保証等に	
貸金業者は	貸金業者は		
貸金業者は	貸金業者は		
貸金業者を営む者は、	貸金業者を営む者は、		
貸付けの契約	貸付けの契約		
貸付けの契約に基づく	貸付けの契約に基づく		

第十八条第四項	貸金業者は、貸付け	その者に、貸金業者	当該弁済をした者に、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者
第十九条	貸金業者	貸金業者	当該保証等に係る求償権等を得て（当該保証等に
	得て		係る求償権等を譲渡した者又は当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得て
	貸金業者は、第一項	貸金業者	、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者
第十九条の二	債務者等又は	債権等の譲受年月日、当該保証等に	
貸金業者は	貸金業者は		
貸金業者は	貸金業者は		
貸金業者を営む者は、	貸金業者を営む者は、		
貸付けの契約	貸付けの契約		
貸付けの契約に基づく	貸付けの契約に基づく		

第十八条第四項	貸金業者は、貸付け	その者に、貸金業者	当該弁済をした者に、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者
第十九条	貸金業者	貸金業者	当該保証等に係る求償権等を得て（当該保証等に
	得て		係る求償権等を譲渡した者又は当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得て
	貸金業者は、第一項	貸金業者	、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者
第十九条の二	債務者等又は	債権等の譲受年月日、当該保証等に	
貸金業者は	貸金業者は		
貸金業者は	貸金業者は		
貸金業者を営む者は、	貸金業者を営む者は、		
貸付けの契約	貸付けの契約		
貸付けの契約に基づく	貸付けの契約に基づく		

第十八条第一項	貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権	令で定める書面に記載すべき 貸金業者	、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等
第十八条第一項 第一号	貸金業者	貸金業者	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者
第十八条第一項 第二号	契約年月日	契約年月日	受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日
第十八条第一項 第三号	貸付けの金額	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの金額の貸付けの金額
第十八条第三項	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約	受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。）を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等又は当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者
第十八条第四項	貸金業者は、第一項	貸金業者は、第一項	当該弁済をした者の承諾を得て（当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあっては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）
得て			得て（当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁

第十八条第一項	貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権	令で定める書面に記載すべき 貸金業者	、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等
第十八条第一項 第一号	貸金業者	貸金業者	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者
第十八条第一項 第二号	契約年月日	契約年月日	受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日
第十八条第一項 第三号	貸付けの金額	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの金額の貸付けの金額
第十八条第三項	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約	受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。）を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等又は当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者
第十八条第四項	貸金業者は、貸付けの契約のうち、	貸金業者は、貸付けの契約のうち、	当該弁済をした者の承諾を得て（当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあっては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）
債権			当該受託弁済に係る求償権等
得て			得て（当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁

第十八条第一項	貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権	令で定める書面に記載すべき 貸金業者	、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等
第十八条第一項 第一号	貸金業者	貸金業者	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者
第十八条第一項 第二号	契約年月日	契約年月日	受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日
第十八条第一項 第三号	貸付けの金額	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの金額の貸付けの金額
第十八条第三項	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約	受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。）を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等又は当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者
第十八条第四項	貸金業者は、貸付けの契約のうち、	貸金業者は、貸付けの契約のうち、	当該弁済をした者の承諾を得て（当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあっては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）
債権			当該受託弁済に係る求償権等
得て			得て（当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁

第二十条第二項	貸付金の借主は、貸付金の契約	保証等に係る求償権等を得た保証者は、当該保証等に係る求償権等	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる字句	3	法第二十四条の六の規定において貸付金を借主者が保証業者と貸付金に係る契約について保証契約を締結する場合に法第二十四条の二第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	規定（抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、）
							読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	貸付金の借主は、貸付金の契約	保証等に係る求償権等（第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等）	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる字句	4	法第二十四条の六の規定において保証業者が保証等に係る求償権等（同条に規定する保証等に係る求償権等）を得た場合における当該保証等に係る求償権等を得た保証業者について法第二十四条の二第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句

第二十条第二項及び第三項	貸付金の借主は、貸付金の契約	保証等に係る求償権等を得た保証者は、当該保証等に係る求償権等	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる字句	3	法第二十四条の六の規定において貸付金を借主者が保証業者と貸付金に係る契約について保証契約を締結する場合に法第二十四条の二第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	昭和六年法律第十五号（第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、）
							読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	貸付金の借主は、貸付金の契約	保証等に係る求償権等（第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等）	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる字句	4	法第二十四条の六の規定において保証業者が保証等に係る求償権等（同条に規定する保証等に係る求償権等）を得た場合における当該保証等に係る求償権等を得た保証業者について法第二十四条の二第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句

第二十条第二項及び第三項	貸付金の借主は、貸付金の契約	保証等に係る求償権等を得た保証者は、当該保証等に係る求償権等	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる字句	3	法第二十四条の六の規定において貸付金を借主者が保証業者と貸付金に係る契約について保証契約を締結する場合に法第二十四条の二第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	昭和六年法律第十五号（第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、）
							読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	貸付金の借主は、貸付金の契約	保証等に係る求償権等（第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等）	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる字句	4	法第二十四条の六の規定において保証業者が保証等に係る求償権等（同条に規定する保証等に係る求償権等）を得た場合における当該保証等に係る求償権等を得た保証業者について法第二十四条の二第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句

第二十一条第二項第四号	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額	約年月日
第二十一条第三項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 貸金業を営む者その他の者 貸付けの契約に基づく債権 貸金業を営む者の商号	受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者その他の者 当該受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者の商号	受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者その他の者 当該受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者の商号

7 法第二十四条の六の規定において保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合に於いて法第二十四条の四第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の四第一項	貸金業者 第十二条の七、第十六条の二、第三項及び第四項、第十七条の三、第十七条(第六項を除く)、第十八条から第二十二号まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く))の規定を除き、	貸金業を営む者(貸金業者を除く) 同条において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二十二号から第二十二号までの項の規定)

8 法第二十四条の六の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があった場合における保証契約に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	貸金業を営む者は、貸付けの契約に基づく	保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条の四第一項において同じ。)を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等

第二十一条第二項第四号	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額	約年月日
第二十一条第三項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 貸金業を営む者その他の者 貸付けの契約に基づく債権 貸金業を営む者の商号	受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者その他の者 当該受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者の商号	受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者その他の者 当該受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者の商号

7 法第二十四条の六の規定において保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合に於いて法第二十四条の四第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の四第一項	貸金業者 第十二条の七、第十六条の二、第十七条(第六項を除く)、第十八条から第二十二号まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く))の規定を除き、	貸金業を営む者(貸金業者を除く) 同条において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定)

8 法第二十四条の六の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があった場合における保証契約に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約に基づいては	保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条の四第一項において同じ。)を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には

第二十一条第二項第四号	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額	約年月日
第二十一条第三項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 貸金業を営む者その他の者 貸付けの契約に基づく債権 貸金業を営む者の商号	受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者その他の者 当該受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者の商号	受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者その他の者 当該受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者の商号

7 法第二十四条の六の規定において保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合に於いて法第二十四条の四第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の四第一項	貸金業者 第十二条の七、第十六条の二、第十七条(第六項を除く)、第十八条から第二十二号まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く))の規定を除き、	貸金業を営む者(貸金業者を除く) 同条において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定)

8 法第二十四条の六の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があった場合における保証契約に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約に基づいては	保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条の四第一項において同じ。)を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には

<p>10 法第二十四条の六の規定において受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>9 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等（保証業者が取得した当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を除く。）を他人に譲渡する場合について法第二十四条の五第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>六条の二、第三項及び第四項、第六條の三、第十七條（第六項を除く。）、第十八條から第二十二條まで、第二十四條の六の十並びにこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六條の二第三項及び第四項並びに第十七條（第六項を除く。）の規定を除き、）</p>	<p>いて読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項の規定（）</p>
<p>読み替える法の規定 第二十條第一項 貸金業を営む者は、貸付けの契約</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>

<p>10 法第二十四条の六の規定において受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>9 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等（保証業者が取得した当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を除く。）を他人に譲渡する場合について法第二十四条の五第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>六条の二、第六條の三、第十七條（第六項を除く。）、第十八條から第二十二條まで、第二十四條の六の十及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六條の二及び第十七條（第六項を除く。）の規定を除き、）</p>	<p>いて読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定（）</p>
<p>読み替える法の規定 第二十條第一項 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>

<p>10 法第二十四条の六の規定において受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>9 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等（保証業者が取得した当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を除く。）を他人に譲渡する場合について法第二十四条の五第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>六条の二、第六條の三、第十七條（第六項を除く。）、第十八條から第二十二條まで、第二十四條の六の十及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六條の二及び第十七條（第六項を除く。）の規定を除き、）</p>	<p>いて読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定（）</p>
<p>読み替える法の規定 第二十條第一項 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>

第二十四条の五 第一項	貸付金の契約に基づく債権 貸金業を営む者の商号 受託弁済者は、貸金業者	当該受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該貸金業を営む者（貸金業者を除く。）
----------------	---	---

第二十四条の五 第一項	貸付金の契約に基づく債権 貸金業を営む者の商号 受託弁済者は、貸金業者	当該受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該貸金業を営む者（貸金業者を除く。）
----------------	---	---

第二十四条の五 第一項	貸付金の契約に基づく債権 貸金業を営む者の商号 受託弁済者は、貸金業者	当該受託弁済に係る求償権等 当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該貸金業を営む者（貸金業者を除く。）
----------------	---	---

(資格試験の受験手数料)
 第三十三条 法第二十四条の二十二第一項に規定する政令で定める受験手数料の額は、八千五百円とする。
 2 前項の受験手数料は、国に納める場合にあつては、受験申込書に受験手数料の金額に相当する収入印紙をはりて納めなければならない。
 3 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三十三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験申込書の提出をするときは、内閣府令で定めることにより、現金をもちこつてすることができる。

(資格試験の受験手数料)
 第三十三条 法第二十四条の二十二第一項に規定する政令で定める受験手数料の額は、八千五百円とする。
 2 前項の受験手数料は、国に納める場合にあつては、受験申込書に受験手数料の金額に相当する収入印紙をはりて納めなければならない。
 3 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三十三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験申込書の提出をするときは、内閣府令で定めることにより、現金をもちこつてすることができる。

(新設)
 (新設)
 (新設)

(貸金業務取扱主任者の登録手数料)
 第三十三条の十四 法第二十四条の三十四第一項に規定する登録手数料の額は、三千五百円とする。
 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の登録手数料の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「受験申込書」とあるのは「登録申請書」と、同条第三項中「受験申込書の提出」とあるのは「法第二十四条の二十五第一項の主任者登録又は法第二十四条の三十一第一項の主任者登録の更新の申請」と読み替へるものとする。
 3 第一項の登録手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

(貸金業務取扱主任者の登録手数料)
 第三十三条の十四 法第二十四条の三十四第一項に規定する登録手数料の額は、三千五百円とする。
 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の登録手数料の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「受験申込書」とあるのは「登録申請書」と、同条第三項中「受験申込書の提出」とあるのは「法第二十四条の二十五第一項の主任者登録又は法第二十四条の三十一第一項の主任者登録の更新の申請」と読み替へるものとする。
 3 第一項の登録手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

(新設)
 (新設)
 (新設)

(貸金業務取扱主任者に係る登録講習機関の登録の有効期間)
 第三十三条の十五 法第二十四条の三十九第一項に規定する政令で定める期間は、三年とする。

(貸金業務取扱主任者に係る登録講習機関の登録の有効期間)
 第三十三条の十五 法第二十四条の三十九第一項に規定する政令で定める期間は、三年とする。

(新設)
 (新設)
 (新設)

(内閣総理大臣が行つ講習の受講手数料)
 第三十三条の十六 法第二十四条の四十八第三項に規定する政令で定める手数料の額は、八千九百円とする。

(内閣総理大臣が行つ講習の受講手数料)
 第三十三条の十六 法第二十四条の四十八第三項に規定する政令で定める手数料の額は、八千九百円とする。

(新設)
 (新設)
 (新設)

(すべての貸金業者のうち協会の員数に占める割合の最低限度)
 第四十条 法第三十七条第二項の政令で定める割合は、百分の五十とする。この場合において、当該割合の算定は、当該割合の算定を行つた日（以下この条において「算定日」という。）における貸金業協会の協会員である貸金業者の数を当該算定日の属する年度（当該算定日が四月から十二月までに属するときは当該算定日の属する年の四月一日から当該属する年の翌年の三月三十一日までの間をい）、当該算定日が一月から三月までに属するときは当該算定日の属する年の前年の四月一日から当該属する年の三月三十一日までの間をい、以下この条において同じ。）の前年度の末日（当該算定日が四月から六月までに属するときは、当該算定日の属する年度の前々年度の末日）におけるすべての貸金業者の数で除して行つたものとする。

(すべての貸金業者のうち協会の員数に占める割合の最低限度)
 第四十条 法第三十七条第二項の政令で定める割合は、百分の三十とする。この場合において、当該割合の算定は、当該割合の算定を行つた日（以下この条において「算定日」という。）における貸金業協会の協会員である貸金業者の数を当該算定日の属する年度（当該算定日が四月から十二月までに属するときは当該算定日の属する年の四月一日から当該属する年の翌年の三月三十一日までの間をい）、当該算定日が一月から三月までに属するときは当該算定日の属する年の前年の四月一日から当該属する年の三月三十一日までの間をい、以下この条において同じ。）の前年度の末日（当該算定日が四月から六月までに属するときは、当該算定日の属する年度の前々年度の末日）におけるすべての貸金業者の数で除して行つたものとする。

(新設)
 (新設)
 (新設)

(貸金業者間の密接な関係)
 第四十一条 法第四十一条の二に規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。
 一 貸金業者が個人である場合における当該貸金業者の親族である関係
 二 一の法人のいすれか一方の法人が他方の法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権）株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主等（第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）以下この条において同じ。）をこつた。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係

- 三 個人（その親族を含む。）が法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する場合における当該個人と当該法人との関係
 - 四 二人の法人が同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によりそれぞれその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有される場合における当該二人の法人の関係（第二号に掲げる関係に該当するものを除く。）
- 21 前項第二号の場合において、一方の法人が他方の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。
- 一 当該一方の法人が所有（自己の名義をもつてするものに限る。以下この項において同じ。）を~~している~~当該他方の法人の株式又は出資（以下この項において「株式等」という。）に係る議決権が当該他方の法人の総株主等の議決権のうちを占める割合
 - 二 出資関連法人（当該他方の法人の株主等）株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。）である法人であつて、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等が次に掲げる法人により所有をされているものという。以下この号において同じ。）が所有を~~している~~当該他方の法人の株式等に係る議決権が当該他方の法人の総株主等の議決権のうちを占める割合（当該出資関連法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）
 - イ 当該一方の法人
 - ロ その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等が次に掲げる法人により所有をされている法人
 - （1） 当該一方の法人
 - （2） その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等が当該一方の法人により所有をされている法人
- 31 前項の規定は、第一号第三号及び第四号の関係の判定について準用する。

（金融庁長官へ委任される権限から除外される権限）
 第五条 法第四十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十四条の八第一項及び第四十一条の十三第一項の規定による指定
- 二 法第二十四条の十九第一項及び第二項並びに第四十一条の三十三第一項の規定による指定の取消し
- 三 法第二十六条第二項の規定による認可
- 四 法第二十九条及び第四十一条の四の規定による認可の取消し
- 五 法第二十四条の九第一項、第二十四条の十九第三項（法第二十四条の十九第二項の規定による同項の試験事務の全部又は一部の停止に係る部分を除く。）、第四十一条の十二（第一号、第二号及び第六号（法第四十一条の四の規定による認可の取消しに係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、第四十一条の十三第二項及び第四十一条の三十三第二項の規定による公示

（財務局長等への権限の委任）
 第六条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二章の規定による権限（法第十二条の三十第十項の規定による指定の権限を除く。）は、貸金業者（法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。）の主たる営業所又は事務所（次項及び第三項において、「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二十四条の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項又は第四項の規定による立入検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（金融庁長官へ委任される権限から除外される権限）
 第五条 法第四十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十四条の八第一項及び第四十一条の十三第一項の規定による指定
- 二 法第二十四条の十九第一項及び第二項並びに第四十一条の三十三第一項の規定による指定の取消し
- 三 法第二十六条第二項の規定による認可
- 四 法第二十九条及び第四十一条の四の規定による認可の取消し
- 五 法第二十四条の九第一項、第二十四条の十九第三項（法第二十四条の十九第二項の規定による同項の試験事務の全部又は一部の停止に係る部分を除く。）、第四十一条の十二（第一号、第二号及び第六号（法第四十一条の四の規定による認可の取消しに係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、第四十一条の十三第二項及び第四十一条の三十三第二項の規定による公示

（財務局長等への権限の委任）
 第六条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二章の規定による権限（法第十二条の三十第十項の規定による指定の権限を除く。）は、貸金業者（法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。）の主たる営業所又は事務所（次項及び第三項において、「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二十四条の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項又は第四項の規定による立入検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（財務局長等への権限の委任）
 第六条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二章の規定による権限（法第十二条の三十第十項の規定による指定の権限を除く。）は、貸金業者（法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。）の主たる営業所又は事務所（次項及び第三項において、「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二十四条の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項又は第四項の規定による立入検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（金融庁長官へ委任される権限から除外される権限）
 第五条 法第四十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十四条の八第一項及び第四十一条の十三第一項の規定による指定
- 二 法第二十四条の十九第一項及び第二項並びに第四十一条の三十三第一項の規定による指定の取消し
- 三 法第二十六条第二項の規定による認可
- 四 法第二十九条及び第四十一条の四の規定による認可の取消し
- 五 法第二十四条の九第一項、第二十四条の十九第三項（法第二十四条の十九第二項の規定による同項の試験事務の全部又は一部の停止に係る部分を除く。）、第四十一条の十二（第一号、第二号及び第六号（法第四十一条の四の規定による認可の取消しに係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、第四十一条の十三第二項及び第四十一条の三十三第二項の規定による公示

（財務局長等への権限の委任）
 第六条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二章の規定による権限（法第十二条の三十第十項の規定による指定の権限を除く。）は、貸金業者（法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。）の主たる営業所又は事務所（次項及び第三項において、「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二十四条の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項又は第四項の規定による立入検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（金融庁長官へ委任される権限から除外される権限）
 第五条 法第四十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十四条の八第一項及び第四十一条の十三第一項の規定による指定
- 二 法第二十四条の十九第一項及び第二項並びに第四十一条の三十三第一項の規定による指定の取消し
- 三 法第二十六条第二項の規定による認可
- 四 法第二十九条及び第四十一条の四の規定による認可の取消し
- 五 法第二十四条の九第一項、第二十四条の十九第三項（法第二十四条の十九第二項の規定による同項の試験事務の全部又は一部の停止に係る部分を除く。）、第四十一条の十二（第一号、第二号及び第六号（法第四十一条の四の規定による認可の取消しに係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、第四十一条の十三第二項及び第四十一条の三十三第二項の規定による公示

（財務局長等への権限の委任）
 第六条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二章の規定による権限（法第十二条の三十第十項の規定による指定の権限を除く。）は、貸金業者（法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。）の主たる営業所又は事務所（次項及び第三項において、「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二十四条の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項又は第四項の規定による立入検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

21 前項第二号に掲げる権限で貸金業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所（以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

21 法第二十四条の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項又は第四項の規定による立入検査の権限で貸金業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）又は当該貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者の営業所若しくは事務所若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所（以下この項及び第四項において「保証業者の営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等又は保証業者の営業所等の所在

2 法第二十四条の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項又は第四項の規定による立入検査の権限で貸金業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）又は当該貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者の営業所若しくは事務所若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所（以下この項及び第四項において「保証業者の営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等又は保証業者の営業所等の所在

<p>の規定は前二項の規定により貸金業協会の業務受託者の営業所等又は指定信用情報機関の利用者の営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長について、それぞれ準用する。</p> <p>13 長官権限のうち、法第二十四条の二十一第二項及び第二十四条の四十八第一項の規定による試験事務の実施及び講習事務の実施の権限は、次に掲げるものを除き、資格試験（法第二十四条の七第一項に規定する資格試験をいう。以下この項において同じ。）及び講習が行われる場所を管轄する財務局長（当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>一 合格の決定</p> <p>二 法第二十四条の二十三第一項の規定による同項の資格試験の無効の決定及び合格の決定の取消し並びに同条第二項の規定による同項の資格試験の受験の禁止</p> <p>三 法第二十四条の十一第一項の問題の作成及び採点</p> <p>14 第一項から第四項までの規定は、金融庁長官の指定する貸金業者に係る長官権限については、適用しない。</p> <p>15 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。</p> <p>（法附則第九条第一項に規定する政令で定める者）</p> <p>第七条 法附則第九条第一項に規定する政令で定める者は、第一条の二第三号及び第四号に掲げる者とする。</p>	<p>の規定は前二項の規定により貸金業協会の業務受託者の営業所等又は指定信用情報機関の利用者の営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長について、それぞれ準用する。</p> <p>13 長官権限のうち、法第二十四条の二十一第二項及び第二十四条の四十八第一項の規定による試験事務の実施及び講習事務の実施の権限は、次に掲げるものを除き、資格試験（法第二十四条の七第一項に規定する資格試験をいう。以下この項において同じ。）及び講習が行われる場所を管轄する財務局長（当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>一 合格の決定</p> <p>二 法第二十四条の二十三第一項の規定による同項の資格試験の無効の決定及び合格の決定の取消し並びに同条第二項の規定による同項の資格試験の受験の禁止</p> <p>三 法第二十四条の十一第一項の問題の作成及び採点</p> <p>14 第一項から第四項までの規定は、金融庁長官の指定する貸金業者に係る長官権限については、適用しない。</p> <p>15 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。</p> <p>（法附則第九条第一項に規定する政令で定める者）</p> <p>第七条 法附則第九条第一項に規定する政令で定める者は、第一条の二第三号及び第四号に掲げる者とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>9 第一項から第四項までの規定は、金融庁長官の指定する貸金業者に係る長官権限については、適用しない。</p> <p>1d 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。</p> <p>（法附則第九条第一項に規定する政令で定める者）</p> <p>第七条 法附則第九条第一項に規定する政令で定める者は、第一条の二第三号及び第四号に掲げる者とする。</p>	<p>4 前三項の規定は、金融庁長官の指定する貸金業者に係る長官権限については、適用しない。</p> <p>5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。</p> <p>（法附則第九条第一項に規定する政令で定める者）</p> <p>第七条 法附則第九条第一項に規定する政令で定める者は、第一条第三号から第五号までに掲げる者とする。</p>
---	---	---	--